令和2年1月7日開催

第31回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長(堀越 修) まだ、ちょっと定刻前なのですけれども、農業委員会総会を始めさせていた だきます。

改めまして、皆さん、明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりまして、ありがとうございました。また、本年もよろしくお願いいたします。

それでは、会長から挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長(今井 隆) 農業委員の皆様、こんにちは。皆さんからは年賀状等で、新年のご挨拶をいただいておるわけですけれども、改めまして、皆さん、新年明けましておめでとうございます。昨年は、いろいろ農業委員としての仕事、お務めいただきましてありがとうございます。今年も、昨年同様、また、任期も7月19日までとなりますけれども、最後の集大成ということでよろしくお願い申し上げます。

また、今年は東京オリンピックの年ということで、日本中が盛り上がる年ではなかろうかなとは思っているわけです。前回は、随分前で56年前になるわけですよね。私もかわいい少年だったのですけれども。それから、56年前もたつと、まあ、それ相応になって。あの当時は、なかなかオリンピックといっても、今みたいにビデオデッキなどで録画もできなかったのです。だから、なかなかその試合の時間に見られなくて、また昼間、学校へ行っているものですから、帰ってきて見たりして、随分競技見られなかったななんて、そんな思い出があるのですけれども。そういうことで、いろいろにぎわった年になると思います。

また、農業関係も、昨年はいろいろ皆さんご承知のとおり、自然災害、また今豚熱と、「ブタネツ」と言うのですか、あれは。「トンネツ」と言うのですかね。今CSFとか。

そう。まあ、そんな呼び方で、いろいろ消費者の手前ちょっとイメージが悪いということで、そんなような名前、いろいろ国のほうもつけてやっているわけですけれども、今年はそういうことのないように、また大騒ぎしないように一生懸命してもらって、穏やかな年にしていただきたいと思います。

今日は、年が明けて始めての総会ということで、その後は、また農業委員会の新年会ということで、 にぎやかに、このメンバーでの最後の新年会終わるまで、ご協力のほどよろしくお願い申し上げまし て、新年の挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、議事に入らさせていただきたいと思います。 では、議事進行につきましては、会長、よろしくお願いいたします。

○会長 議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから第31回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席が議席番号11番、髙田正巳 委員から欠席との連絡がございました。ということで、全員25名のところ24名ということで、過半数 は超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終了いたします。

次に、議事録の署名委員の指名と書記の任命を行いたいと思います。

まず初めに、皆さんに議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号10番、中澤勝人委員さん並びに16番、生方富行委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。なお、書記は、事務局の村山主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

毎回申し上げているわけですけれども、発言される場合、挙手をされて議席番号と氏名を述べてからご発言のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案第1号に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして、昭和57年8月18日許可、群馬県指令西農第2761号でございました。変更の理由につきましては、当初計画者の死亡により住宅を建てる計画がなくなったためとのことでございます。変更後の契約内容につきましては売買、転用の目的は太陽光発電設備設置用地でございます。こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりまして、議案書23ページ、議案第4号ナンバー21が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成29年1月23日許可、高農委指令第1504号、転用期間は平成29年1月23日から令和2年1月22日までの3年間でございます。変更の理由は、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためということでございます。変更後につきましても、同じく契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地、一時転用期間は令和2年1月23日から令和12年1月22日までの10年間でございます。関連案件といたしましては、変更後の3条の地上権の設定であります議案書10ページ、議案第2号ナンバー7、変更後の5条の太陽光の支柱部分の申請であります議案書25ページから27ページの議案第4号ナンバー24でございま

す。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○会長 ただいま事務局より許可後の計画変更申請ということで説明がございました。 それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑等をお受けいたします。 これといってなければ、承認してよろしいでしょうか。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、承認することにいたします。

次、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規 定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

- 1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。
- 2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。
- 3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。
 - 4番 取り下げでお願いいたします。
- 5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。
- 6番 契約内容は売買、所有農地に近接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。
- 7番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちら一時転用でございますので、転用期間が令和2年1月23日から令和12年1月22日までの10年間となっております。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書4から6ページ、議案第1号ナンバー2の計画変更申請、議案書25ページから27ページ、議案第4号ナンバー24の5条申請が関連案件でございます。
- 8番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を弟より買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を叔父より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 取り下げでお願いいたします。

12番 契約内容は売買、小作地として借り受けている申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ2件を除く10件でございます。この10件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、第3条第2項ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けしたいと思います。

この農業経営拡大と、よく売買とかで出てくるのだけれども、竹内係長、年代的にどのぐらいの、何十代ぐらいの人が多いだろうな。

- ○事務局 中には若い方もいらっしゃるのですけれども、大体が60代ぐらいですかね。
- ○会長 60代か。
- ○事務局 はい。
- ○会長 60代が一番多い。
- ○事務局 多いと思います。
- ○会長 そう、そう。やっぱりそのぐらいね。皆さんのほうから何かご質問、質疑ございますでしょうか。

なければ、許可してよろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 借家住まいをしているが手狭なため相続により取得した申請地に住宅を建築したいという

- 一般住宅の申請でございます。
- 2番 露天駐車場として貸している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是 正したいという貸露天駐車場の申請でございます。
- 3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、申請地には用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。また、関連案件といたしまして、議案書23ページ、議案第4号ナンバー20とナンバー21の5条許可申請が提出されております。
- 4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。
- 5番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。
- 6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。
- 7番 自宅の敷地が狭く駐車スペースが不足しているため自宅に隣接する申請地を使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、用途指定があり、第1種住居地域でございます。また、宅地214.16平米と一体利用の計画でございます。
 - 8番 取り下げでお願いいたします。
- 9番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明した ため是正したいという農業用施設用地の申請でございます。なお、宅地386.31平米、原野98平米と一 体利用の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。
- 10番 土木建築業を営んでいるが高崎地域の仕事が多いため申請地を倉庫及び駐車場として使用 したいという倉庫及び露天駐車場の申請でございまして、転用済みの畑2,434平米と一体利用の計画 でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。
- 11番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。
- 12番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。
- 以上、農地法第4条の規定による許可申請は、取り下げ1件を除く11件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- ○会長 事務局の説明が終わりました。この中で8番が開発許可のちょっと見直しという部分、今回は 見込無理ということなので、また次回出てくると思います。そういうことで、8番を除きまして、こ れより審議に入りたいと思います。

お願いします。

- ○13番井田委員 13番、井田です。 7番なのですけれども、これは何か商売をやっているのですか。 約5畝の、500平米の駐車場ですから、一般の家庭だったら十分300平米でも間に合うのかなと思っ たのですけれども。
- ○会長 今の質問に対して。
- ○事務局 この方は、特に自営業で何かやっているということではなくて、現在あるその自宅の敷地が 狭いということで申請されておりまして、私どものほうで現地調査をしたところ、現在畑として今利 用するべきところを、車を何台か置いてしまっている状態でして、その状況を考えて適切に許可をと りたいという本人の要請でありますので、現在手狭ということで申請がされました。
- ○会長 そこにとまっているのは、みんな家族の車、何台も。
- ○事務局 そうですね。自家用車という感じで。
- ○会長 今一家族、随分車の台数があるから。 では、係長。
- ○事務局 今の補足なのですけれども、この方の自宅を見ますと、本当に車を置くスペースがないということですので、その隣のところを、300平米と、ちょっと広いのですけれども、家族分の車を置きたいということで転回部分も含めまして、この面積をとりたいということで申請を受けております。
- ○会長 そういうことだそうです。
- ○13番井田委員 はい。わかりました。
- ○会長 ほかにご質問等ございますでしょうか。 よろしければ、許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第4号に入ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、 もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議 を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー2は事前調査案件になっております。 それでは、事務局、まず初めにナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は賃貸借、皮膚科の診療所を開業したく申請地を借り受けて診療所を建築した いという診療所の申請でございます。 それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1の審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面が白黒で大変見えにくく申しわけございません。申請地は、図面中央の申請地と矢印で示された箇所でございまして、大類小学校から南西に600メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。A3用紙を横に広げてご覧ください。申請地は、図面中央部、太枠で囲われている箇所でございます。申請地周辺の状況につきましては、北西には住宅が多く見られますが、南に向けて農地の広がりもあり、農地と宅地が混在しているような状況でございます。農地種別につきましては、小集団の農地であるため第2種農地に該当すると思われます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりましてホッチキス どめされているほうが北向きの図面でございます。図面中央「申請地」と記載のある箇所が申請地で ございます。隣接する土地につきましては、北が農地、東、西、南は用悪水路にそれぞれ接しており ます。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。図面の向きが変わりまして。ホッチキスどめされているほうを左にして横向きに見開いてご覧ください。申請地全体に盛り土をし、診療所1棟を建築する計画でございます。申請地内の北西側に診療所を配置し、ほかは駐車場として利用する計画です。申請地の外周にはL型擁壁・コンクリート擁壁を設置して隣接農地の保全に努める計画です。

排水計画につきましては、雑排水は南側の下水道に接続し、雨水は敷地全体になだらかな傾斜をつけ、南東に新設する集水ますに集水後、浸透処理を基本としますが、オーバーフロー分は南側の水路に放流する計画です。

なお、雨水処理及び残土の手続を含めた開発指導課の事前協議につきましては、昨年11月22日に締結しております。

また、駐車場の照明は、周囲の農地に悪影響を及ぼすことのないよう設置し、利用時間等に留意して使用するとのことでございます。

出入り口につきましては、西と南の2カ所に計画しております。

1 枚おめくりいただきまして、5 枚目が造成計画平面図でございます。灰色に着色されている敷地 全体に約40センチ程度盛り土をする計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、6枚目が造成計画の断面図でございます。先ほどの造成計画の平面図とあわせてご覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、7枚目が建物1階の平面図でございます。さらに、もう一枚おめくりいただきまして、8枚目が2階の平面図でございます。そして、最後が建物の立面図でございます。 ご参考にしていただければと思います。 以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいた します。

- ○会長 事務局の説明が終わりまして、次に調査報告ですけれども、今回2班ということで、調査班長 の生方委員から報告をお願い申し上げます。
- ○16番生方委員 では、報告をさせていただきます。事前調査報告、第2班班長、生方富行。農地法第 5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。 なお、当日は代理人1名の出席でした。

質問1 申請地の北側には隣接する農地があります。土地利用計画図では、北側に2階建ての建物を建築する予定となっています。建物の高さはどのくらいになりますか。また、隣接する農地と建物はどのくらい離れる予定ですか。

回答 建物の高さは、最大で7.8メートルとなり、一般住宅の高さとそれほど変わらないものになります。隣接する農地からは、約1メートル離して建築する予定です。

質問2 建物が農地の南側に建つことで、日照条件が変わると思います。農地所有者への事前の説明はしていますか。

回答 農地所有者とは境界確定の立ち会いから連絡をとっており、建物の大きさや位置などの事業 計画を説明しています。日照については、農地全体に大きな影響がないことを確認してもらい、同意 もいただいています。

質問3 診療所ではいろいろな薬品を扱うと思いますが、その処理について、周辺の農地や用水に 影響が出ないようにお願いします。

回答 診療所の開業に当たって、市の保健医療総務課と協議しており、薬品の扱いや処分について は規定の方法にて廃棄しますので、周辺への影響はありません。

質問4 建物平面図に薬局事務の記載がありますが、薬局業務も行うのですか。

回答今のところ、薬の処方は別になると伺っています。

質問5 診療時間は何時までですか。

また、駐車場の夜間照明はどのようなものになりますか。

回答 診療時間は、遅くても午後7時までの予定です。

駐車場の照明の設置位置については確定していませんが、周囲に配慮して設置するようにいたしま す。また、営業終了後は消灯します。

質問 6 駐車場の南側には大きな水路があります。安全確保のために、フェンスなどは設置しないのですか。

回答 フェンスの設置は予定していますが、その仕様が決まっていないため図面には記載はしませんでした。

質問7 工事期間を教えてください。

回答 工事期間は、2月15日から7月15日までの5カ月間を予定しています。

質問8 工事期間中は車両の出入りが多くなると思いますが、周辺の農作業への配慮をお願いいた します。また、苦情等があった場合には速やかな対応をお願いいたします。

回答はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長より調査報告のほうが終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さん等から質疑等お受けいたします。この医師の方は何歳ぐらい。現在は、どこか病院にでも勤めているのか。

- ○事務局 年齢的には40歳くらいで昭和53年生まれの方です。
- ○会長 53年か。では、ずっと長くここでやるわけだね。これは、随分質問等出ましたけれども、一番 問題なのは照明だとか、薬品を使ったり、あとすぐ隣の現地の日陰等、7.8メートルだったか、それ ぐらい高さがあるので、それがちょっと心配になったのでいろいろと質問させてもらったのですけれ ども、皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、ナンバー2に移ります。

では、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年1月23日から令和5年1月22日までの3年間でございます。

譲受人は、平成29年1月、平成31年1月にも別の土地で同じ目的の一時転用の許可を取得しており、 現在も一時転用期間の中で転用が継続されている状況でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請審議資料ナンバー2の資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面中央の黒く塗り潰された箇所が申請地でございまして、金井原野球場より西に約180メートルの場所に位置しております。

1 枚おめくりください。こちら案内図でございます。ホッチキスどめしているほうが北側となりまして、本申請地は南北に広がる農振農用地の一画にある農地でございます。

続いて、1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。こちらにつきましても、ホッチキスどめしているほうが北側となります。申請地は少し濃い線で囲われております、公道を挟んで

東西に分かれた2筆でございまして、申請地の北側と東側は公道、南側は畑、西側は公道及び山林で ございます。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。図面の向き変わりまして、ホッチキスどめされているほうが西側となります。申請地内で薄く塗り潰された部分が掘削予定地でございまして、それぞれの筆の東側1カ所ずつを出入り口とします。掘削は、申請地の表土を30センチ剥ぎ、その下の黒土を1.5メートル採取する計画でございます。申請地は、北東から南西に向かってなだらかに傾斜している土地でございます。

掘削後の農地への復元につきましては、申請地内に設けた埋め土置き場の土を用いて、北東から南西へ傾斜に沿って申請地全体を復元する計画でございます。掘削後の申請地が隣接する周囲の土地より低くなり、法面が生じますが、45度の角度で法面とし、崩落などで申請地内外に影響が出ないように施工いたします。なお、申請地全体の黒土採取予定量は合計で4,822.39立米を見込んでおります。

1枚おめくりください。5枚目が横断面図でございます。こちら参考までにご覧いただければと思います。

また、事前協議の際に、地元の清水推進委員さんから、申請地の間を通っている公道の下に水路があるので注意してもらいたいというご意見をいただきました。そのことにつきましては、群馬用水土地改良区に確認しましたところ、水路のことも含めて協議が済んでいますというお話をいただきましたので、こちらご報告させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○会長 続きまして、生方班長さん、報告をお願いします。
- ○16番生方委員 ご報告いたします。事前調査報告、第2班班長、生方富行。農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りをした調査結果についてご報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表と代理人の計2名の出席でした。

質問1 黒土を採取した後の農地の復元計画によると、現状の高さより1.5メートル低くなると思います。隣接する道や土地より低くなることで土砂が流出したり、申請地内に水がたまるなどして周辺の土地に影響が出ることが心配されます。そのことについて、どのように考えていますか。

回答 事前の調査を行っていないため、実際の採取量は確かなものではありません。申請は、1.5 メートル掘る計画で提出していますが、見込みでは80センチぐらいになると思います。周辺に影響を 及ぼさないように様子を見ながら事業を進めたいと思います。

また、傾斜がきつくなるようなところは埋め土をして農地復元をいたします。

雨水は、表土を戻すことで一定の水は浸透処理できると考えていますが、1カ所にたまることのないよう分散させたいと思います。

質問2 申請地が接する公道には、現在隣地で行われている鉄塔補修工事のための鉄板が敷かれて

いました。今回の事業で、その鉄板の上を通過、使用することについて協議が済んでいるのですか。 回答 協議は行っていません。東側の土地から事業を開始し、西側の土地についても鉄板の手前を 出入り口とすることで対応したいと思います。

質問3 黒土を運び出す際は周辺道路を傷つけないよう十分注意してください。万が一、問題が出るようなことがあれば、迅速に対応をお願いいたします。

回答はい。わかりました。

質問4 採取した黒土はどのようにして販売するのですか。

回答 採取した黒土は主にグラウンドの整備に使用します。先の台風により河川敷のグラウンドに 被害が多く出たことで需要が高まっています。

質問 5 現地には成長した果樹がありました。伐採や抜根したものを野積みにすると害虫などが発生する原因にもなります。処理はどのように考えていますか。

回答 ストーブ用のまきとして数件の引き取り手を確保しています。残るものについても、適切な 方法で処理をするよう調整いたします。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより質疑に入り、皆さんから質疑をお受けいたします。

この件について、過日、去年になるのですが、北部の事前協議のときにいろいろちょっとお話が出たわけです。これは、2班の方は現地を見ているのでよくわかると思うのですけれども、黒土採取、普通なら道路よりちょっと高いところを黒土採取して、本当ならもとどおりに山土か何かで埋め土するのが普通なのですけれども、今回これは道路と同じ高さ、またこれは2カ所あるのですけれども、もう一方は低いのですよね。そこを黒土採取ということで、ちょっと今毎年、豪雨ですか、大雨が降るでしょう。そういうとき土砂崩れが起きると、やっぱりいろいろ問題になりますので、その点注意してもらいたいと話をしたわけです。そのときに清水委員さんから、地元なのでよく注視して、その道路にも水道管が通っているので、そのことをちょっとよく調べて報告するということで、先ほど事務局から今報告があったわけです。そういうことで私も心配になったので、とりあえず。

地元の農業委員さん、誰になるのだろう。

- ○21番植杉委員 植杉です。
- ○会長 そういうことでよく注意してもらって、面積も4,000平米近いのですね。
- ○21番植杉委員 わかりました。
- ○会長 そういうことで、くれぐれもそういう崩落のようなことがないようによろしくお願い申し上げます。

また、皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

- ○17番飯塚委員 済みません。
- ○会長 はい。
- ○17番飯塚委員 17番、飯塚です。事前協議のときに、公道から近いということで少し離したところから採取したほうがいいのではないかということの話が出たと思うのですけれども、その点については 先方のほうには話は行っているのでしょうか。
- ○会長 今の質問、事務局、お願いします。
- ○事務局 ちょっと年を明けてから昨日になるのですが、先方の代理人にお話をさせていただきまして、そういうことがないように気をつけてくださいということで、狭いところについてはちょっとあけるということで事業を進めたいという話を伺いました。また、支所の建設課のほうにも、事務局から話が行っていますかということで問い合わせをさせていただいたところ、まだ細かな詳細までは伺っていないということでしたので、こちらから代理人を通じて支所の建設課に足を運んでくださいということをお伝えしたところ、早速、昨日、支所の建設課に、代理人の方が行かれまして、そちらで調整を今している最中ということで、支所のほうからは見込みについては問題ないということで回答をいただきましたので、今日の審議に諮れる形になります。

以上です。

- ○会長 そういうことだそうです。よろしいでしょうか。
- ○17番飯塚委員 はい。わかりました。
- ○会長 ほかにございますでしょうか。

これから一括協議に入ります。

なければ、これは3,900平米ということで3,000平米を超えている。これは農業委員会ネットワーク 機構に意見聴取するというような件になっておりますので、まず初めに、意見聴取してよろしいか皆 さんにお伺いいたします。

よろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 そういうことで許可相当とすることにいたします。
 続きまして、一括審議に入りますけれども、では、半まで休憩入れます。
- ○事務局長 では、半までということで皆さん休憩ということでございますので、よろしくお願いいた します。

休憩

再 開

○会長 それでは、皆さん、そろいましたので、これよりまた再開します。

それでは、事務局、ナンバー3番から説明をよろしくお願いします。

○事務局

- 3番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく勤務地から近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、雑種地292平米と一体利用の計画でございます。
- 4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を 建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を 建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地54.37平米と一体利用の計画でございます。
- 6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を 建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地263.69平米と一体利用の計画でございます。
- 7番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い資材置き場が不足しているため会社に近接する申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。
- 8番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を 建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 9番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが事業拡大に伴い駐車場及び資材置き場が不足しているため自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。
- 10番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。
- 11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 12番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。
- 13番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
 - 14番、15番についてですが、譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。

契約内容は使用貸借、認定こども園の建設に伴い埋蔵文化財試掘調査を行ったところ本掘調査となったため申請地を発掘調査用地として使用したいという埋蔵文化財発掘調査用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でして、転用期間が定められております。令和2年1月27日から令和2年4月30日までの約3カ月間でございます。

- 16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でして、宅地40.55平米と一体利用の計画でございます。
 - 17番 契約内容は賃貸借、従業員用の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいと

いう露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅4棟の申請でございます。なお、申請地には用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

20番、21番ですが、こちら譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。また、先にご審議いただきました議案第3号ナンバー3の4条許可申請と本案件20番と次の21番につきましては関連案件でございまして、太陽光発電設備設置用地での一体利用の申請でございます。

契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備 設置用地の申請でございます。なお、申請地に用途指定区分がございまして、第1種住居地域でござ います。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を伯父より買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございまして、設定期間が令和2年1月23日から令和12年1月22日までの10年間でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書4から6ページ、議案第1号ナンバー2の計画変更申請と、議案書10ページ、議案第2号ナンバー7の3条申請が関連案件でございます。

25番 契約内容は売買、所有する農地への進入路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。なお、用途指定があり第1種中高層住居専用地域でございます。

26番 契約内容は売買、介護施設を運営しているが規模の拡大に伴い職員用駐車場が不足しているため施設に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

27番 契約内容は売買、工場を増築したことにより駐車場が減少してしまったため工場に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、山林18平米、宅地27.50 平米と一体利用の計画でございます。

28番 契約内容は売買、工場を増築したことにより駐車場が減少してしまったため工場に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

29番 契約内容は売買、障がい者支援事業所を運営しているが規模を拡大するために事業所から近い申請地を買い受けて障がい者滞在施設を建築したいという福祉施設の申請でございます。

30番 契約内容は賃貸借、現在借りている資材置き場を返却しなくてはならないため近隣にある申請地を代替地として借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

31番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 取り下げでお願いいたします。

33番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期のみ申請地を従業員用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。転用期間は、令和2年1月22日から令和2年5月31日までの約4カ月間でございます。

34番 契約内容は売買、現在の住まいが古く手狭なため申請地を叔父より買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございまして、宅地524.45平米と一体利用でございます。

36番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電 設備設置用地の申請でございます。

37番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、山林740平米と一体利用の計画でございます。

38番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家の隣地である申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電 設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は、取り下げ1件を除く36件でございます。ご 審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局より今一括で説明をしていただきました。今回39件ですか、でも、毎回70とか八十何件 ぐらいあるので、今回は本当に少なかったかなと思うわけです。この中で32番が取り下げという説明 がございましたね。ということで、32番を取り下げということで除いて、これより審議に入ります。 皆さんのほうから何かご質疑ございますでしょうか。

これといってなければ、ナンバー14と15が認定こども園のこれが面積が3,000平米を超えているということで、これを農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することになります。許可相当として、皆さん意見聴取してよろしいか伺います。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、意見聴取することにいたします。それで、また許可相当としますので、よろしくお願いします。

それでは、続きまして、そのほか、今14、15だったのだけれども、それ以外の議案に対して、皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

- ○全員 なし。
- ○会長 なければ、許可相当とします。

では、次、移ります。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

農地法関係競売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

1番 競売期間でございますが、令和2年1月7日から令和2年1月14日の予定でございます。取得後の目的は耕作のためでございまして、農地法3条の許可に基づく競売適格証明の申請でございます。

2番 競売期間でございますが、令和2年1月7日から令和2年1月14日の予定でございます。取得後の目的は耕作のためでございまして、農地法3条の許可に基づく競売適格証明の申請でございます。

以上、農地法関係競売農地の買受適格証明願は2件でございます。なお、この2件につきましては、 別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全て を満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたしま す。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これは2名の方が競売ということで申請出されているわけです。どちらも農業従事者3人と2人ということは、これは家族経営だということですか。地元の方は知っていると思いますけれども、どうでしょうか。適格として証明してよいか伺いますけれども。よろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてということでございます。 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、次のとおり高崎市長に提出したいので 審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について。

それでは、ご説明申し上げます。資料は、左側2点どめになっている「高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」、こちらをご覧ください。この農地等利用最適化推進施策に関する意見につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善意見を提出しなければならない。」という規定に基づいて、農業委員会としての意見を市に対して提出するというものです。意見の募集につきましては、9月の総会で募集の決定をいただき、10月の事前協議において農業委員さん、推進委員さんに意見の募集を依頼させていただきました。提出期限の11月の事前協議後、取りまとめをさせていただきましたが、このたび意見書として整いましたので、本日の総会にてご報告させていただくものでございます。

なお、今回は2つの意見が提出されております。ご承認賜りましたら、総会終了後、農業委員会の 意見として提出させていただく予定となっております。

それでは、表紙の裏をご覧ください。意見書の前文から2つの意見まで、通して朗読をさせていた だきます。

高崎市長、富岡賢治様。

高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書。

昨年、令和となり、新しい時代を迎えましたが、元号が変わっても異常気象は変わらず、全国各地が多くの被害に見舞われました。本県においても、4月の降雪や5月の降ひょうに加え、10月の台風19号では本県でも4名の犠牲者が出たほか、農作物や農地、農業用施設にも多数の被害を及ぼしました。さらに、平成30年9月に岐阜県において、日本で26年ぶりとなるCSFの発生が確認されて以降、終息が見えないまま、群馬県の野生イノシシからもCSFの陽性事例が確認され、平成18年に全面中止されていたワクチン接種が13年ぶりに開始される事態にもなりました。

本市においては、幸いにも農業に関して広範囲かつ深刻な被害を受けることこそ免れましたが、災害に見舞われた際に適切な対応ができるよう農業者が自身で考え、備えることの重要さを再認識させられる1年となりました。

本市の農業振興については独自の施策を展開されているほか、さまざまなイベント等で高崎産農畜産物の魅力を発信するなど、多大なるご尽力をいただいており、大変心強いものとなっています。今後においても、施策のより一層の充実をお願いするものです。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、高崎市の農業振興施策に関して 以下の意見を提出します。

令和2年1月7日。高崎市農業委員会会長、今井隆。

1 中山間地でも耕作の継続が可能となる施策の強化について。

本市の中山間地域は、主に河川の上流域に位置し、その立地特性から農業生産活動による土地の保

全や水資源涵養等の公益的機能の発揮を通じ、市民の生活基盤を守る重要な役割を果たしています。その反面、中山間地域の農地においては、農業生産条件の不利性から耕作放棄地が増加し、平地よりもその比率が高い傾向にあります。耕作放棄地では荒廃した農地が原因となって鳥獣害、病虫害、土砂崩れ等の被害が多く発生しており、農家の高齢化と相まって後継者不足を加速させる要因となっています。また、そうした地域では農業従事者の不足を補うため効率的な作業を行いたくても、大型の農業用機械が入れないような幅の接道しかない農地が多く、その傾向がより顕著となっている状況です。そこで、条件不利地を対象とした中山間地域等直接支払制度などはあるものの、ぜひ国に対して本市から中山間地域でも耕作を継続していけるような施策の強化を要望していただきたい。また、本市においても、そうした施策の実効性を高めるため、地域における基盤整備を促進し、狭小な圃場を少しでも大型化できるような下地づくりにご尽力いただきたい。

2 農業参入に対する支援策の拡充について。

農業従事者の減少傾向に歯どめかからない要因の一つは、少子高齢化です。これから高齢によるリタイアが相次ぐことは必至で、農業従事者、新規参入者を少しでも増やしていくことは喫緊の課題と言えます。現在も新規参入希望者に対して農業機械の取り扱いや農業経営に関する研修、農畜産物への指導等について、県やJAと一体となって支援を進めていただいているところですが、これまで以上に拡充をお願いしたい。例えば新規就農者には農地の確保とあわせて労働力の確保が難しいという課題がありますが、農作業の負担を軽減するため一定の経験を積んだ新規就農者にはさらなる規模拡大が図れるようなスマート農業について導入しやすくするなど、さらなる支援を検討していただきたい。

以上がご提出いただいた意見を取りまとめた意見書でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○会長 ただいま事務局のほうから、意見書ということで内容を説明していただきました。 それでは、これに対して、これから審議、皆さんから質問等お受けいたします。
 - 一番最初、あれでしたか、CSFと、とりあえず最初は豚コレラと書いてあったのですけれども、いいかね、CSFだけで、(豚コレラ)としなくもいいかね。CSFだけで。みんなわかっているだろう。よろしいでしょうか。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 あと2番目の意見書の中で新規就農者の話が出ているけれども、群馬は結構新規就農者がいた、去年、おととしの数か、随分全国でも多い数、ちょっと新聞にそんなことが出て。随分新規就農者があったので、そんな記事が載っていましたけれども。皆さんのほうからどうでしょう、この意見書について。これでよければ、これで決定して、農政部長を通して市長さんのほうへ要望書ということで提出しますけれども、よろしいでしょうか。
- ○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。 それでは、続いて報告事項に移ります。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居、ほか6件、計7件の4条の転用届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第2種中高層住居、ほか43件、計44件の5条の転用届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか4件、計5件の18条の通知につきまして、 書類審査し、適法であったため受理を行っております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月、総会におきまして許可相当としていただいた案件でございます。4条が7件、5条が60件、そのうちのナンバー9につきましては3,000平米を超える案件でございましたので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、問題なしと回答をいただいております。

その他の案件につきましても、他法令の確認がとれましたことから、令和元年12月23日付で許可を しております。

報告は以上でございます。

- ○会長 ただいま第1号から第4号までのご報告が終わりました。
- それでは、あと、その他ということで、事務局のほうから何か皆さんに報告することはありますか。
- ○事務局 特にございません。
- ○会長 ないですか。

皆さんから、今までで何かご質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

- ○全員 はい。
 - ◎閉会の宣告
- ○会長 それでは、以上をもちまして第31回農業委員会総会を終了といたします。 ご苦労さまでした。

午後 3時00分 閉会